

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	定められた建ぺい率等の制限を越える建築物の許可		
根拠法令及び条項	都市計画法第41条第2項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第1号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) ・都市計画法、都市計画法施行令、都市計画法施行規則 ・那覇市開発行為の許可等に関する条例 ・那覇市開発行為の許可等に関する規則 ・開発許可制度の解説(編集：開発許可制度研究会、発行：株式会社ぎょうせい)		
審査基準 設定年月日	年 月 日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間( ) <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第1号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	まちなみ共創部 建築指導課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

# 那覇市開発行為の許可等に関する条例

## 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 事前協議等(第3条・第4条)
- 第3章 開発許可の基準等(第5条・第6条)
- 第4章 那覇市開発審査会(第7条—第13条)
- 第5章 手数料(第14条—第17条)
- 第6章 雑則(第18条)

## 付則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第3章第1節及び都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)第3章第1節の規定に基づく開発行為等の規制に関する事項並びに法第78条第8項の規定に基づく那覇市開発審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、その他開発許可等に関し必要な事項を定めることにより、良質な開発行為等を誘導し、もって良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び建築基準法(昭和25年法律第201号。)において使用する用語の例による。

### 第2章 事前協議等

#### (事前協議)

第3条 法第29条第1項又は法第35条の2第1項の許可を受けようとする者及び法第34条の2の協議(法35条の2第4項において準用する場合を含む。)をしようとする者は、法第32条の協議に先立ち、規則で定めるところにより、公共施設等(道路、公園、広場、集会所、上下水道、消防の用に供する貯水施設その他公共の用に供する施設をいう。)の設置及び整備その他土地利用に関することについて市長と協議しなければならない。

#### (地区計画等の活用等)

第4条 住宅地の分譲を主たる目的とした開発行為を行う者は、地区計画等の活用又は建築協定の締結に努めなければならない。

### 第3章 開発許可の基準等

#### (公園等の規模)

第5条 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為において設置すべき公園、緑地又は広場の面積の合計は、当該開発行為が次の各号のいずれにも該当する場合にあっては、法第33条第3項の規定により、政令第25条第6号本文の規定にかかわらず、当該開発区域の面積の5パーセント以上としなければならない。

- (1) 当該開発区域の境界から250メートル以内に、地方公共団体が設置する公園、緑地又は広場が存しないとき。
- (2) 予定建築物等の用途が、自己の居住の用に供する住宅以外の住宅のとき。

2 前項の規定は、政令第25条第7号の規定にかかわらず、開発区域の面積が5ヘクタール以上の開発行為において設置すべき公園、緑地又は広場(予定建築物等の用途が住宅である場合は、公園)の面積の合計について準用する。この場合において、予定建築物等の用途が住宅であるときは、前項中「公園、緑地又は広場」とあるのは「公園」と読み替えるものとする。

3 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為について法第29条第1項又は法第35条の2第1項の許可を受けようとする者は、面積が150平方メートル以上の公園、緑地又は広場を1か所以上設置しなければならない。ただし、政令第25条第6号ただし書に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

#### (建築物の敷地面積の最低限度)

第6条 法第33条第4項の規定により条例で定める建築物の敷地面積の最低限度は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、地区計画等又は建築協定により、当該各号に掲げる数値を超える数値が定められた区域内については、この限りでない。

- (1) 市街化区域内において行う開発行為で、自己の居住の用に供する住宅以外の住宅の建築を目的とする場合は、135平方メートルとする。
- (2) 市街化調整区域内において行う開発行為で、自己の居住の用に供する住宅以外の住宅の建築を目的とする場合は、150平方メートルとする。

### 第4章 那覇市開発審査会

(組織)

第7条 那覇市開発審査会(以下「審査会」という。)は、委員7人で組織する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第9条 審査会に会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第10条 審査会の会議は、会長(会長に事故があるときは、その職務を代理する者。以下この条において同じ。)が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会は、会長を含む委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、公開する。ただし、採決の評議その他会長が公開を不相当と認めるときは、この限りでない。

(委員でない者の出席)

第11条 審査会において必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事及び書記)

第12条 審査会に、幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、市職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて審査会の事務を処理する。

4 書記は、幹事の命を受けて審査会の事務に従事する。

(委任)

第13条 第7条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、

会長が審査会に諮って定める。

## 第5章 手数料

(手数料の額)

第14条 開発行為の許可を申請する者等は、別表に掲げる手数料の額を納付しなければならない。この場合において、当該手数料の額は、別表の手数料の額の欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ別表に掲げる額とする。

(手数料の徴収)

第15条 手数料は、申請の際に徴収する。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料の減免)

第16条 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(手数料の不還付)

第17条 既に納めた手数料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

## 第6章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 付 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に既に都市計画法第32条の協議の申請を行った者については、第3条及び第3章の規定は、適用しない。

別表(第14条関係)

事務	手数料の 名称	区分		手数料の額
1 法第29条 第1項の規 定に基づ く開発行 為の許可 の申請又 は法第34 条の2第1 項の規定 に基づく 開発行為 の協議に 対する審 査	開発行為許可 申請等手数料	主として自 己の居住の 用に供する 住宅の建築 の用に供す る目的で行 う開発行為	開発区域の面 積が0.1ヘク タール未満の 場合	8,600円
			開発区域の面 積が0.1ヘク タール以上 0.3ヘクタ ール未満の場合	22,000円
			開発区域の面 積が0.3ヘク タール以上 0.6ヘクタ ール未満の場合	43,000円
			開発区域の面 積が0.6ヘク タール以上1 ヘクタール未 満の場合	86,000円
			開発区域の面 積が1ヘクタ ール以上3ヘ クタール未満 の場合	130,000円
			開発区域の面 積が3ヘクタ	170,000円

	ール以上6ヘクタール未満の場合	
	開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	220,000円
	開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合	300,000円
主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合	13,000円
工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	30,000円
	開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	65,000円
	開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1	120,000円

	ヘクタール未満の場合	
	開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合	200,000円
	開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	270,000円
	開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	340,000円
	開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合	480,000円
その他の開発行為	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合	86,000円
	開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクター	130,000円



ル未満の場合	
開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	200,000円
開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	260,000円
開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合	390,000円
開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	510,000円
開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	660,000円
開発区域の面積が10ヘクタール以上の場	870,000円

		合	
<p>2 法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為の変更許可の申請又は同条第4項において準用する法第34条の2の規定に基づく協議に対する審査</p>	<p>開発行為変更許可申請等手数料</p>		<p>次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、870,000円とする。</p> <p>(1) 開発行為に関する設計の変更（(2)のみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（(2)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面</p>

			<p>積)に応じ1 の項に規定 する額に10 分の1を乗 じて得た額</p> <p>(2) 新たな 土地の開発 区域への編 入に係る法 第30条第1 項第1号か ら第4号ま でに掲げる 事項の変更 については、新たに 編入される 開発区域の 面積に応じ 1の項に規 定する額</p> <p>(3) その他 の変更につ いては、 10,000円</p>
3	法第41条 第2項ただ し書(法第 34条の2第 2項又は法	市街化調整区 域内等におけ る建築物の特 例許可申請手 数料	46,000円

<p>第35条の2 第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査</p>			
<p>4 法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請又は同条第2項の規定に基づく建築等の許可の協議に対する審査</p>	<p>予定建築物等以外の建築等許可申請等手数料</p>		<p>26,000円</p>
<p>5 法第43条第1項の規定に基づく建築等</p>	<p>開発許可を受けない市街化調整区域内の</p>	<p>敷地の面積が0.1ヘクタール未満の場合</p>	<p>6,900円</p>
	<p>土地における</p>	<p>敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の</p>	<p>18,000円</p>

<p>の許可の申請又は同条第3項の規定に基づく建築等の許可の協議に対する審査</p>	<p>建築等許可申請等手数料</p>	<p>場合</p>	
		<p>敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合</p>	<p>39,000円</p>
		<p>敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合</p>	<p>69,000円</p>
		<p>敷地の面積が1ヘクタール以上の場合</p>	<p>97,000円</p>
<p>6 法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査</p>	<p>開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料</p>	<p>承認を受けようとする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うものである場合</p>	<p>1,700円</p>
		<p>承認を受けようとする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合</p>	<p>1,700円</p>
		<p>承認を受けようとする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するも</p>	<p>2,700円</p>

		<p>のの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合</p>	
		承認を受けようとする者が行おうとする開発行為が、その他のものである場合	17,000円
7 法第47条 第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料		用紙1枚につき 470円
8 法第29条 第1項の許可を要しないことの証明書の交付	開発許可不要証明書交付手数料		5,000円

# 那覇市開発行為の許可等に関する規則

## 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 開発許可の手続等
  - 第1節 事前協議等(第3条—第5条)
  - 第2節 開発許可後の手続等(第6条—第21条)
- 第3章 開発登録簿の調製及び閲覧等(第22条—第28条)
- 第4章 雑則(第29条—第32条)

## 付則

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、那覇市開発行為の許可等に関する条例(平成24年那覇市条例第70号。以下「条例」という。)の施行その他都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)に基づく開発行為の許可等の手続について必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

### 第2章 開発許可の手続等

#### 第1節 事前協議等

#### (事前協議)

第3条 条例第3条の規定による協議をしようとする者は、開発計画事前協議申請書(第1号様式)に、次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 開発計画説明書(第2号様式)
- (2) 開発区域位置図(縮尺5,000分の1のもの)
- (3) 開発区域内の土地の公図の写し
- (4) 現況図(縮尺1,000分の1以上300分の1以下のもの)
- (5) 土地利用計画図(縮尺1,000分の1以上300分の1以下のもの)
- (6) 造成計画平面図及び断面図(縮尺1,000分の1以上300分の1以下のもの)
- (7) 給排水計画平面図(縮尺500分の1以上300分の1以下のもの)

2 前項の場合において、開発区域の面積が1ヘクタール以上であるときは、同項各号に掲げる図書のほか、樹木及び樹林の調査図(縮尺1,000分の1以上300分の1以下のもの)を添付しなければならない。

(開発許可の申請等)

第4条 法第29条第1項の許可を受けようとする者は、法第30条第1項の申請書に、同条第2項に規定する書面及び図書のほか、次に掲げる図書(主として、自己の居住の用に供する住宅の建築又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。)にあつては、第2号から第9号までに掲げる図書を除く。)を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 設計者の資格に関する申告書(第3号様式)
- (2) 申請者の資力及び信用に関する申告書(第4号様式)
- (3) 申請者の住民票(申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書)
- (4) 申請者の所得税(申請者が法人である場合にあつては、法人税)に関する納税証明書
- (5) 申請者の事業経歴書(第5号様式)
- (6) 工事施行者の能力に関する申告書(第6号様式)
- (7) 工事施行者の住民票(工事施行者が法人である場合にあつては、登記事項証明書)
- (8) 工事施行者が建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する許可を受けていることを証する書類
- (9) 工事施行者の工事経歴書(第7号様式)
- (10) 開発区域内の土地の登記事項証明書
- (11) 開発区域内の土地の公図の写し
- (12) 開発面積求積図(縮尺1,000分の1以上300分の1以下のもの)
- (13) 道路縦横断面図(縮尺500分の1以上のもの)
- (14) 工作物の構造図(縮尺50分の1以上のもの)
- (15) 排水流域図(縮尺1,000分の1以上のもの)
- (16) 排水施設縦横断面図(縮尺500分の1以上のもの)
- (17) 防災計画書



- (18) 開発区域の現況写真
- (19) その他市長が必要と認める図書
- 2 前項第12号から第17号までに掲げる図書には、必要に応じて計算書を添付しなければならない。
- 3 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。)第16条第2項の設計説明書は、設計説明書(第8号様式)によるものとし、次に掲げる図書を添付しなければならない。
  - (1) 従前の公共施設一覧表(第9号様式)
  - (2) 新設する公共施設一覧表(第10号様式)
  - (3) 付替えに係る公共施設一覧表(第11号様式)
  - (4) 工事概要書(第12号様式)
  - (5) その他市長が必要と認める図書
- 4 省令第17条第1項第3号に規定する相当数の同意を得たことを証する書類は、次に掲げるものとする。
  - (1) 開発行為施行等同意書(第13号様式)
  - (2) 法第33条第1項第14号の同意をした者の印鑑証明書
- 5 市長は、法第35条第1項の規定による許可の処分をしたときは開発行為許可通知書(第14号様式)を、不許可の処分をしたときは開発行為不許可通知書(第15号様式)を第1項の規定による申請をした者に対し交付するものとする。  
(開発行為の協議の申出等)

第5条 法第34条の2第1項の協議をしようとする者は、開発行為協議申出書(第16号様式)に、法第30条第2項に規定する書面及び図書のほか、前条第1項各号(第2号から第9号までを除く。)に掲げる図書を添付して市長に申し出なければならない。

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。
- 3 市長は、第1項の協議が成立したときは、同項の規定による申出をした者に対し、開発行為協議同意通知書(第17号様式)を交付するものとする。

#### 第2節 開発許可後の手続等

(開発許可標識の設置)

第6条 法第29条第1項又は法第35条の2第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事に着手した日から法第36条第2項の検査済証の交付を受ける日までの間、当該

許可に係る工事を行う場所において、公衆の見やすい位置に開発許可標識(第18号様式)を設置しなければならない。

(開発行為変更許可の申請等)

第7条 法第35条の2第1項の許可を受けようとする者は、開発行為変更許可申請書(第19号様式)に、変更事項が法第30条第1項第3号の設計の場合にあつては変更説明書及び変更設計図を、その他の場合にあつては変更説明書を添付して市長に申請しなければならない。

2 前項の変更説明書は、変更の理由及び変更の概要を記載したものでなければならない。

3 第1項の変更設計図は、変更前の設計図に変更後の設計の概要を明示したものでなければならない。

4 市長は、法第35条の2第1項の許可をしたときは、第1項の規定による申請をした者に対し、開発行為変更許可通知書(第20号様式)を交付するものとする。

(軽微な変更の届出)

第8条 法第35条の2第3項の規定による軽微な変更の届出は、開発行為変更届出書(第21号様式)によるものとする。

(開発行為変更協議の申出等)

第9条 法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の協議をしようとする者は、開発行為変更協議申出書(第22号様式)に、変更事項が法第30条第1項第3号の設計の場合にあつては変更説明書及び変更設計図を、その他の場合にあつては変更説明書を添付して市長に申し出なければならない。

2 第7条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

3 市長は、第1項の協議が成立したときは、同項の規定による申出をした者に対し、開発行為変更協議同意通知書(第23号様式)を交付するものとする。

(工事着手の届出)

第10条 法第29条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかにその旨を工事着手届出書(第24号様式)により市長に届け出なければならない。

(工事完了の届出)

第11条 法第36条第1項の規定による届出をしようとする者は、省令第29条に規定す

る工事完了届出書又は公共施設工事完了届出書に、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 工事完成図
  - (2) その他市長が必要と認める図書
- 2 前項の公共施設工事完了届出書には、同項第1号の工事完成図のほか、工事により設置された公共施設の用に供する土地の地積図(縮尺1,000分の1以上300分の1以下のもの)を添付しなければならない。
- 3 第1項第1号の工事完成図は、省令第16条第4項の規定による設計図の作成方法に準じて作成したものでなければならない。

(工事施行状況の報告等)

第12条 前条第1項に規定する工事完了届出書又は公共施設工事完了届出書を提出する場合においては、同時に、次の表の左欄に掲げる工事の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる報告事項について、その位置及び施行状況を明らかにした写真その他の資料による報告書を市長に提出しなければならない。

工 事 の 種 類	報 告 事 項
1 擁壁工事(高さが1メートルを超えるものに限る。)	1 鉄筋コンクリート造擁壁の基礎ぐいの耐力並びに基礎及び壁体の配筋 2 練積み造擁壁の床掘及び基礎並びに壁体の厚さ又は組石材及び裏込めコンクリートの厚さ 3 擁壁の水抜穴及びその周囲と透水層の状況
2 盛土工事	1 主要な集水施設の施行状況 2 急傾斜面に盛土する場合における盛土前の段切りその他の措置
3 排水施設工事	暗渠 <sup>きよ</sup> の敷設状況
4 道路工事	舗装工事開始前の路床の状況
5 貯水施設工事	底版及び床版の配筋状況
6 その他市長が指定する工事	市長が必要と認めるもの

(工事の廃止の届出)

第13条 法第38条の規定による届出をしようとする者は、省令第32条の開発行為に

関する工事の廃止の届出書に、次に掲げる事項を記載した図書を添付しなければならない。

- (1) 工事の廃止の理由
- (2) 工事の廃止時における土地の状況
- (3) 工事の廃止に伴う今後の措置
- (4) その他市長が必要と認める事項  
(開発工事完了公告前の建築等承認の申請等)

第14条 法第37条第1号の規定による承認を受けようとする者は、開発工事完了公告前の建築等承認申請書(第25号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 建築物又は特定工作物の敷地の位置及び区域を表示する図面(縮尺1,000分の1以上300分の1以下のもの)
- (2) 建築物又は特定工作物の敷地内における位置を示す図面(縮尺1,000分の1以上300分の1以下のもの)
- (3) 建築物又は特定工作物の平面図及び立面図(縮尺200分の1以上100分の1以下のもの)
- (4) その他市長が必要と認める図書

3 市長は、第1項の承認をしたときは、同項の規定による申請をした者に対し、開発工事完了公告前の建築等承認通知書(第26号様式)を交付するものとする。  
(建築物の特例許可の申請等)

第15条 法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、建築物特例許可申請書(第27号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 建築物概要書(第28号様式)
- (2) 付近見取図(方位、敷地の位置及び敷地周辺の公共施設を明示したもの)
- (3) 敷地現況図(縮尺1,000分の1以上300分の1以下のものとし、敷地の境界及び建築物の位置を明示したもの)
- (4) 建築物平面図(縮尺200分の1以上100分の1以下のものとし、当該許可の申請が建築物の高さの制限に係るときは、高さを表示する立面図を含む。)
- (5) その他市長が必要と認める図書

3 市長は、第1項の許可をしたときは、同項の規定による申請をした者に対し、建築物特例許可通知書(第29号様式)を交付するものとする。

(予定建築物等以外の建築等許可の申請等)

第16条 法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等許可申請書(第30号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、「建築物」とあるのは、「建築物又は特定工作物」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項の許可をしたときは、同項の規定による申請をした者に対し、予定建築物等以外の建築等許可通知書(第31号様式)を交付するものとする。

(予定建築物等以外の建築等協議の申出等)

第17条 法第42条第2項の協議をしようとする者は、予定建築物等以外の建築等協議申出書(第32号様式)により市長に申し出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

3 市長は、第1項の協議が成立したときは、同項の規定による申出をした者に対し、予定建築物等以外の建築等同意通知書(第33号様式)を交付するものとする。

(開発許可を受けた土地以外の土地における建築物等の許可の申請等)

第18条 法第43条第1項の許可を受けようとする者は、省令第34条に規定する図書に、第15条第2項各号(第2号及び第3号を除く。)に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、同項第1号及び第4号中「建築物」とあるのは、「建築物又は第一種特定工作物」と読み替えるものとする。

2 市長は、前項の許可をしたときは、同項の規定による申請をした者に対し、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可通知書(第34号様式)を交付するものとする。

(開発許可を受けた土地以外の土地における建築物等の協議の申出等)

第19条 法第43条第3項の協議をしようとする者は、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議申出書(第35号様式)に、省令第34条第2項に規定する図書のほか、第15条第2項各号(第2号及び第3号を除く。)に掲げる図書を添付して市長に申し出なければならない。この場合において、同項第1号及び第4号中「建築物」とあるのは、「建築物又は第一種特定工作物」と読み替えるものとする。

2 市長は、前項の協議が成立したときは、同項の規定による申出をした者に対し、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議同意通知書(第36号様式)を交付するものとする。

(許可に基づく地位の承継の届出)

第20条 法第44条の規定により被承継人が有していた地位を承継した者は、当該承継の事由が生じた日から7日以内に、地位承継届出書(第37号様式)に、地位を承継したことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(開発許可に基づく地位の承継承認の申請等)

第21条 法第45条の承認を受けようとする者は、開発許可に基づく地位の承継承認申請書(第38号様式)に、次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類

(2) 第4条第1項第2号から第5号までに掲げる図書

(3) その他市長が必要と認める図書

2 市長は、前項の承認をしたときは、同項の規定による申請をした者に対し、開発許可に基づく地位承継承認通知書(第39号様式)を交付するものとする。

### 第3章 開発登録簿の調製及び閲覧等

(開発登録簿の調書の様式)

第22条 省令第36条第1項の開発登録簿(以下「登録簿」という。)の調書は、開発登録簿(調書)(第40号様式)によるものとする。

(登録簿の閲覧所)

第23条 省令第38条第1項の開発登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を都市計画部建築指導課に置く。

(閲覧時間等)

第24条 登録簿の閲覧時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

2 閲覧所の休日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(4) 6月23日(慰霊の日)

3 市長は、登録簿の整理その他特別の理由により必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、閲覧時間を変更し、又は閲覧に供しない日を設けることができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧手続)

第25条 登録簿を閲覧しようとする者は、開発登録簿閲覧申請書(第41号様式)を市長に提出しなければならない。

(持ち出しの禁止)

第26条 登録簿は、閲覧所の外へ持ち出してはならない。

(閲覧の停止等)

第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1) この規則の規定に違反した者又は係員の指示に従わない者

(2) 登録簿を汚損し、若しくは破損した者又はそのおそれがあると認められる者

(3) 登録簿の閲覧に際して、他人に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがあると認められる者

(登録簿の写しの交付請求)

第28条 法第47条第5項の規定により登録簿の写しの交付を請求しようとするものは、開発登録簿の写しの交付請求書(第42号様式)を市長に提出しなければならない。

#### 第4章 雑則

(工事完了公告)

第29条 省令第31条第1項に規定する工事の完了の公告は、那覇市公報に登載して行うものとする。

(開発許可を要しないことの証明)

第30条 法第29条第1項の許可を要しないことの証明を申請しようとする者は、開発許可不要証明申請書(第43号様式)に、実施する事業に係る次に掲げる図書を添付

して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業区域位置図(縮尺5,000分の1のもの)
- (2) 現況図(縮尺1,000分の1以上300分の1以下のもの)
- (3) 土地利用計画図(縮尺1,000分の1以上300分の1以下のもの)
- (4) 敷地求積図(縮尺1,000分の1以上300分の1以下のもの)
- (5) 敷地縦横断面図(縮尺200分の1以上のもの)
- (6) 事業区域内の土地の登記事項証明書
- (7) 事業区域内の土地の公図の写し
- (8) 建築物の配置図、平面図及び立面図(縮尺200分の1以上のもの)
- (9) 現況写真(撮影の位置及び方向を示す図を含む。)
- (10) その他市長が必要と認める図書

2 前項の規定による証明は、開発許可不要証明書(第44号様式)を交付することにより行うものとする。

(提出書類の部数)

第31条 法、省令及びこの規則の規定により市長に提出する次に掲げる申請書又は申出書及びこれらに添付する図書の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

- (1) 法第30条第1項の申請書
- (2) 開発行為協議申出書
- (3) 開発行為変更許可申請書
- (4) 開発行為変更協議申出書
- (5) 開発工事完了公告前の建築等承認申請書
- (6) 建築物特例許可申請書
- (7) 予定建築物等以外の建築等許可申請書
- (8) 予定建築物等以外の建築等協議申出書
- (9) 省令第34条第1項の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書
- (10) 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議申出書
- (11) 開発許可に基づく地位の承継承認申請書
- (12) 開発許可不要証明申請書



- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、別に提出部数を指示することができる。

(補則)

第32条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 付 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 施行日前に沖縄県都市計画法施行細則(平成17年沖縄県規則第19号)第14条の規定により設置された開発行為許可標識については、施行日以後においては、第6条の規定により設置された開発許可標識とみなす。

第1号様式(第3条関係)

開発計画事前協議申請書																												
<p>那覇市長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p>																											
<p>那覇市開発行為の許可等に関する条例第3条の規定により、事前協議を申請します。</p>																												
開発計画概要	開発区域の位置	那覇市																										
	開発区域の面積	平方メートル																										
	開発行為の目的																											
	開発区域に含まれる地域地区等	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">区域区分</td> <td><input type="checkbox"/> 市街化区域</td> <td><input type="checkbox"/> 市街化調整区域</td> </tr> <tr> <td>用途地域</td> <td><input type="checkbox"/> 外</td> <td><input type="checkbox"/> 内( )</td> </tr> <tr> <td>地区計画</td> <td><input type="checkbox"/> 外</td> <td><input type="checkbox"/> 内( )</td> </tr> <tr> <td>風致地区</td> <td><input type="checkbox"/> 外</td> <td><input type="checkbox"/> 内( )</td> </tr> <tr> <td>都市施設(法第11条)</td> <td><input type="checkbox"/> 外</td> <td><input type="checkbox"/> 内( )</td> </tr> <tr> <td>地すべり防止区域</td> <td><input type="checkbox"/> 外</td> <td><input type="checkbox"/> 内( )</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険区域</td> <td><input type="checkbox"/> 外</td> <td><input type="checkbox"/> 内( )</td> </tr> <tr> <td>災害危険区域</td> <td><input type="checkbox"/> 外</td> <td><input type="checkbox"/> 内( )</td> </tr> <tr> <td>その他の区域等</td> <td><input type="checkbox"/> 外</td> <td><input type="checkbox"/> 内( )</td> </tr> </table>	区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域	用途地域	<input type="checkbox"/> 外	<input type="checkbox"/> 内( )	地区計画	<input type="checkbox"/> 外	<input type="checkbox"/> 内( )	風致地区	<input type="checkbox"/> 外	<input type="checkbox"/> 内( )	都市施設(法第11条)	<input type="checkbox"/> 外	<input type="checkbox"/> 内( )	地すべり防止区域	<input type="checkbox"/> 外	<input type="checkbox"/> 内( )	急傾斜地崩壊危険区域	<input type="checkbox"/> 外	<input type="checkbox"/> 内( )	災害危険区域	<input type="checkbox"/> 外	<input type="checkbox"/> 内( )	その他の区域等	<input type="checkbox"/> 外
区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域																										
用途地域	<input type="checkbox"/> 外	<input type="checkbox"/> 内( )																										
地区計画	<input type="checkbox"/> 外	<input type="checkbox"/> 内( )																										
風致地区	<input type="checkbox"/> 外	<input type="checkbox"/> 内( )																										
都市施設(法第11条)	<input type="checkbox"/> 外	<input type="checkbox"/> 内( )																										
地すべり防止区域	<input type="checkbox"/> 外	<input type="checkbox"/> 内( )																										
急傾斜地崩壊危険区域	<input type="checkbox"/> 外	<input type="checkbox"/> 内( )																										
災害危険区域	<input type="checkbox"/> 外	<input type="checkbox"/> 内( )																										
その他の区域等	<input type="checkbox"/> 外	<input type="checkbox"/> 内( )																										
設計者	住所 氏名 電話番号 資格の種類( )																											
添付図書	(1) 開発計画説明書(第2号様式) (2) 開発区域位置図(縮尺5,000分の1のもの) (3) 開発区域内の土地の公図の写し (4) 現況図(縮尺1,000分の1以上300分の1以下のもの) (5) 土地利用計画図(縮尺1,000分の1以上300分の1以下のもの) (6) 造成計画平面図及び断面図(縮尺1,000分の1以上300分の1以下のもの) (7) 給排水計画平面図(縮尺500分の1以上300分の1以下のもの) (8) その他( )																											
※受付処理欄																												

注 ※印のある欄は、記入しないでください。



(裏)

9 開発区域内の土地の現況									
(1) 地目別現況									
区分	宅地	農地	山林	その他	合計				
面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
比率	%	%	%	%	100%				
(2) 所有者別現況									
区分	自己所有	買収予定	地主還元	その他	合計				
面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
比率	%	%	%	%	100%				
10 資金計画									
開発(施行)費	千円	自己資金	千円	借入金	千円				
11 土地利用計画									
区分	住宅用宅地	公共の用等に供する空地	住宅用宅地以外の宅地	その他の土地	合計	※公共の用等に供する空地の面積は、12の欄中の合計の面積を記入してください。			
面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
比率	%	%	%	%	100%				
12 公共公益施設整備計画(公共の用等に供する空地)									
区分	道路	公園	貯水施設	水道、電気、ガス施設	汚物処理場、ごみ焼却場	河川、運河その他水路	学校図書館等教育施設	※各比率は、12の欄中の合計の面積に対する各施設の面積の割合を記入してください。	
面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
比率	%	%	%	%	%	%	%		
区分	病院等医療施設	保育施設	社会福祉施設	官公庁施設	商業施設	50戸以上の集団住宅、附帯施設	その他公共施設		合計
面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
比率	%	%	%	%	%	%	%		100%
13 街区設定計画									
個人住宅用宅地規模	150m <sup>2</sup> 未満	150m <sup>2</sup> 以上180m <sup>2</sup> 未満	180m <sup>2</sup> 以上200m <sup>2</sup> 未満	200m <sup>2</sup> 以上250m <sup>2</sup> 未満	250m <sup>2</sup> 以上	合計			
宅地数									
14 その他必要事項									

注 1 開発区域の工区を分けるときは、11、12、13及び14の欄については、必ず工区別に記載した内訳を添えてください。

2 土地利用計画、公共公益施設整備計画、街区設定計画については、11、12及び13の欄に記入するほか、次の事項を添付図面に明記してください。

- (1) 公共の用に供する土地帰属区分及びその配置
- (2) 街区の配置及びその番号
- (3) 予定される建築物の配置、規模、構造及び用途
- (4) 住宅用地及び公共用地以外の土地の配置及び用途
- (5) 貯水槽、消火栓その他の消防水利施設の位置
- (6) その他必要事項

設計者の資格に関する申告書

年 月 日

那覇市長 様

設計者 住所

氏名 印

生年月日 年 月 日

電話番号

都市計画法第31条に規定する資格については、次のとおりです。

建築士法等による資格	資格内容		取得年月日		登録又は合格番号	
	<input type="checkbox"/> 技術士( 部門) <input type="checkbox"/> 1級建築士 <input type="checkbox"/> その他( )					
最終学歴	学校名		学科名		修業年数 年	
	年 月 日		卒業、中退			
実務経歴	勤務先	所在地	職名	在職期間(合計年月)		
				年 月から 年 月まで		
				年 月から 年 月まで		
				年 月から 年 月まで		
設計経歴	事業主体	工事施行者	工事施行場所	面積	許認可の番号及び年月日	
				m <sup>2</sup>	第 年 月 日	
				m <sup>2</sup>	第 年 月 日	
				m <sup>2</sup>	第 年 月 日	
都市計画法施行規則第19条の該当資格		<input type="checkbox"/> 1号 イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ <input type="checkbox"/> 2号				

注 1 最終学歴の欄には、設計資格に関係のある学歴を記入してください。  
 2 実務経歴及び設計経歴の欄には、宅地開発に関する経歴のみを記入してください。

第4号様式(第4条関係)

申請者の資力及び信用に関する申告書

年 月 日

那覇市長 様

申請者 住所

氏名 印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

都市計画法第33条第1項第12号に規定する資力及び信用について、次のとおり申告します。

設 立 年 月 日		資本金		千円	
法令による登録等					
従 業 員 数					
前 年 度 事 業 量		千円	資産総額	千円	
前 年 度 納 税 額	法人税又は所得税	千円	事業税	千円	
主たる取引金融機関					
工事管理者住所氏名					
役員略歴	職名	氏名	年齢	在社年数	資格、免許、学歴、その他

注 法令による登録等の欄には、宅地建物取引業法による免許、建設業法による建設業の許可、建築士法による建築士事務所の登録等について記入してください。



第6号様式(第4条関係)

工事施行者の能力に関する申告書

年 月 日

那覇市長 様

工事施行者 住所

氏名 印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

都市計画法第33条第1項第13号に規定する能力について、次のとおり申告します。

設 立 年 月 日		資本金		千円	
法令による登録等					
従 業 員 数	事務 人	技術 人	労務 人	合計 人	
前 年 度 納 税 額	法人税又は所得税	千円	事業税	千円	
主たる取引金融機関					
建設業法第26条第1項の主任技術者の住所及び氏名					
技術者略歴	職名	氏 名	年齢	在社年数	資格、免許、学歴、その他

注 法令による登録等の欄には、建設業法による建設業の許可、建築士法による建築士事務所の登録等について記入してください。





第8号様式(第4条関係)

設計説明書								
設計者 住所 氏名 電話番号								
設計の方針	開発行為の目的							
	基本方針							
地域地区等	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域		用途地域等					
	地区計画区域 内・外		その他					
開発区域内の現況	区分	宅地	農地	山林	里道、水路等	その他	合計	
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	比率	%	%	%	%	%	100%	
土地利用画	区分	建築物敷地		公共施設用地			その他	合計
		一般宅地	公益的施設	道路	公園	その他		
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	比率	%	%	%	%	%	100%	
公益的施設の整備計画	公益的施設の名称		敷地面積	管理者		整備計画(建設時期等)		
消防水利施設	<input type="checkbox"/> 貯水槽 基 <input type="checkbox"/> 消火栓 カ所 <input type="checkbox"/> その他							
住宅の戸数等	予定戸数	戸	計画人口	人	人口密度	人/ha		

- 注 1 開発行為の目的の欄には、住宅地分譲、社員住宅、工場建設等の区分を記入してください。
- 2 基本方針の欄には、計画上、周辺地との関連や施行地の問題で特に注意した事項を記入してください。
- 3 開発区域内の土地の現況及び土地利用計画の欄については、開発区域を工区に分割したときは、工区別の内訳表を添付してください。
- 4 公益的施設の整備計画の欄には、都市計画法第29条第1項第3号に規定する建築物及び都市計画法施行令第27条に規定する公益的施設について記入してください。

従前の公共施設一覧表

従前の公共施設 の名称	番号	廃止、付替 え又は拡 幅等の別	概要			管理者		所有者		摘要
			延長 (m)	幅員(m) 又は管径 (mm)	面積 (㎡)	名称	同意の 有無	名称	同意の 有無	

- 注 1 従前の公共施設の名称の欄には、道路、公園等の種別ごとに記入してください。
- 2 番号の欄には、造成計画平面図に付した番号を記入してください。
- 3 同一物件に管理者又は所有者が2人以上ある場合は、摘要の欄にその旨を記入してください。
- 4 管理者と所有者が同一の場合には、所有者の名称及び同意の有無の欄は、記入しないでください。

新設する公共施設一覧表

新設する公共施設の名称	番号	概要			管理者となるべき者の名称	協議成立、協議中の別	摘要
		延長(m)	幅員(m)又は管径(mm)	面積(m <sup>2</sup> )			

- 注 1 新設する公共施設の名称は、道路、公園等の種別ごとに記入してください。
- 2 番号の欄には、造成計画平面図に付した番号を記入してください。
- 3 概要の欄の道路の幅員については有効幅員を、道路の面積については道路敷の面積を記入してください。
- 4 同一物件に管理者が2人以上ある場合は、摘要の欄にその旨を記入してください。
- 5 拡幅の場合は、造成計画平面図において従前の公共施設に付した番号、幅員等を摘要の欄に記入してください。

付替えに係る公共施設一覧表

従前の公共施設			付替えに係る公共施設		付替え後における従前の公共施設用地の帰属	摘要
名称	番号	土地所有者の名称	名称	番号		

- 注 1 都市計画法第40条第1項の規定により公共施設の付替えをする場合に記入してください。
- 2 従前の公共施設の番号の欄には、造成計画平面図に付した番号を記入してください。
- 3 付替えに係る公共施設の欄には、従前の公共施設に対応する施設の公共施設の名称及び番号を記入してください。

工事概要書

整地工事	切 土	面積	m <sup>2</sup>	土量	m <sup>3</sup>
	盛 土	面積	m <sup>2</sup>	土量	m <sup>3</sup>
	擁 壁	番号・記号	構造	高さ	延長
	がけ、法面の保護	番号・記号	工法	法長	延長
その他					
道路工事	側 溝	番号・記号	種類	寸法	延長・数量
	街 渠				
	路 盤 工				
	舗 装				
橋梁その他の工作物	番号・記号	種類	寸法	数量	
その他					
排水工事	公共の用に供する排水施設	番号・記号	種類	内のり寸法	延長
	敷地内の排水施設				
その他					
給水施設工事	給水施設	番号・記号	種類	寸法	延長・数量
公園等施設工事	植 栽				
	遊具施設				
その他					
消防施設工事	消 火 栓	番号・記号	種類	寸法	延長・数量
	貯 水 槽				
その他の工事					

注 1 所定の欄に記入できない場合は、別紙に記入してください。

2 番号・記号の欄には、設計図に付した番号又は記号を記入してください。

3 その他の工事の欄には、終末処理施設、遊水池等について記入してください。

第13号様式(第4条関係)

### 開発行為施行等同意書

開発許可申請者 住所  
氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

私が権利を持つ土地又は建築物その他の工作物について、上記の開発許可申請者が開発行為を施行し、又は開発行為に関する工事を実施することに同意します。

権利の 対象物	所在地	地積等	権利の 種 別	同意年月日	同意をした者の 住所及び氏名	印

注 1 所在地の欄には、同意の対象となる土地、建築物及びその他の工作物の所在を地番まで記入してください。

2 権利の種別の欄には、所有権、賃借権、地上権、抵当権その他の権利を記入してください。なお、共有の場合には、その旨を同欄に明記してください。

3 同意をした者の印鑑証明書を添付してください。

那覇市指令 第 号		
年 月 日		
様		
那覇市長 印		
<b>開発行為許可通知書</b>		
年 月 日に申請のあった開発行為については、次のとおり許可したので、都市計画法第35条第2項の規定により通知します。		
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
許可の条件	別紙のとおり	
開発行為の概要	開発区域に含まれる地域の名称	那覇市
	開発区域の面積	平方メートル
	予定建築物等の用途	
	許可申請者の住所及び氏名	
	工事施行者の住所及び氏名	
	設計者の住所及び氏名	
	工事着手予定年月日	年 月 日 (許可の日から 日以内)
	工事完了予定年月日	年 月 日 (許可の日から 日以内)
	自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの又はその他のものの別	
	法第34条の該当号及び該当する理由	第 号 理由
その他必要な事項		



(裏)

(教示)

1 開発審査会に対する審査請求

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときを除く。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市開発審査会に対して審査請求をすることができます。

2 公害等調整委員会に対する裁決の申請

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときに限る。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。

3 審査請求等の期限

この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、第1項の審査請求又は前項の裁決の申請をすることができなくなります。

4 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴え(第2項の裁定の申請をすることができる事項に関する訴えを除く。)は、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3年を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

5 出訴期間

前項の取消しの訴えは、この処分についての第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、当該採決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該採決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 その他

第2項の裁定の申請をすることができる事項に関しては、この処分の取消しの訴えを提起することはできず、当該裁定に対する取消しの訴えによらなければなりません。

第15号様式(第4条関係)

(表)

那覇市指令 第 号	
年 月 日	
様	
那覇市長 印	
<b>開発行為不許可通知書</b>	
年 月 日に申請のあった開発行為については、次の理由により不許可としたので、都市計画法第35条第2項の規定により通知します。	
不許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
不許可の理由	

(裏)

(教示)

1 開発審査会に対する審査請求

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときを除く。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市開発審査会に対して審査請求をすることができます。

2 公害等調整委員会に対する裁決の申請

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときに限る。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。

3 審査請求等の期限

この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、第1項の審査請求又は前項の裁決の申請をすることができなくなります。

4 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴え(第2項の裁定の申請をすることができる事項に関する訴えを除く。)は、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3年を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

5 出訴期間

前項の取消しの訴えは、この処分についての第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、当該採決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該採決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 その他

第2項の裁定の申請をすることができる事項に関しては、この処分の取消しの訴えを提起することはできず、当該裁定に対する取消しの訴えによらなければなりません。

第16号様式(第5条関係)

開発行為協議申出書		
年 月 日		
那覇市長 様		
協議申出者 所在地		
名 称		
印		
電話番号		
都市計画法第34条の2第1項の規定により、開発行為の協議を申し出ます。		
開発行為の概要	開発区域に含まれる地域の名称	那覇市
	開発区域の面積	平方メートル
	予定建築物等の用途	
	工事施行者の住所及び氏名	
	工事着手予定年月日	年 月 日
	工事完了予定年月日	年 月 日
	自己の業務の用に供するもの又はその他のものの別	
	法第34条の該当号及び該当する理由	第 号 理由
	その他必要な事項	
※ 受付の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
※ 協議の成立に当たり付した条件		
※ 同意の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
※ 手数料		

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2 工事施行者の住所及び氏名の欄は、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。
- 3 法第34条の該当号及び該当する理由の欄は、申出に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合にのみ記入してください。
- 4 その他必要な事項の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続きの状況を記入してください。

第17号様式(第5条関係)

那覇市指令 第 号		
年 月 日		
様		
那覇市長 印		
<b>開発行為協議同意通知書</b>		
<p>年 月 日に申出のあった開発行為の協議については、次のとおり同意したので、那覇市開発行為の許可等に関する規則第5条第3項の規定により通知します。</p>		
同意の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
協議の成立に当たり付した条件	別紙のとおり	
開発行為の概要	開発区域に含まれる地域の名称	那覇市
	開発区域の面積	平方メートル
	予定建築物等の用途	
	工事施行者の住所及び氏名	
	設計者の住所及び氏名	
	工事着手予定年月日	年 月 日 (同意の日から 日以内)
	工事完成予定年月日	年 月 日 (同意の日から 日以内)
	自己の業務の用に供するもの又はその他のものの別	
	法第34条の該当号及び該当する理由	第 号 理由
	その他必要な事項	

第18号様式(第6条関係)

開 発 許 可 標 識	
許 可 番 号	第 号
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 者	那覇市長
開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	那覇市
開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
工 事 の 名 称	
予定建築物等の用途	
許 可 を 受 け た 者	住所 氏名
工 事 施 行 者	住所 氏名 電話番号
工 事 監 理 者	氏名
主 任 技 術 者	氏名
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
90センチメートル以上	

↑

90センチメートル以上

↓

- 注 1 この標識は、白地に黒書きとし、雨水等により記載内容が不鮮明とならないようにしてください。
- 2 この標識の製作及び設置に当たっては、強風等より破損し、又は倒壊しない材料、構造及び設置方法を用いてください。
- 3 この標識は、標識の下端と地面の間が80センチメートル以上となるように設置してください。

開発行為変更許可申請書		
年 月 日		
那覇市長 様		
申請者 住所		
氏名 印		
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。		
開発行為の変更の概要	開発区域に含まれる地域の名称	那覇市
	開発区域の面積	平方メートル
	予定建築物等の用途	
	工事施行者の住所及び氏名	
	自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの又はその他のものの別	
	法第34条の該当号及び該当する理由	第 号 理由
	その他必要な事項	
開発許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
変更の理由		
※ 受付の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
※ 変更許可に付した条件		
※ 変更許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
※ 手数料		

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2 工事施行者の住所及び氏名の欄は、法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。
- 3 法第34条の該当号及び該当する理由の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合にのみ記入してください。
- 4 その他必要な事項の欄は、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続きの状況を記入してください。
- 5 開発行為の変更の概要(その他必要な事項の欄を除く。)は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。

那覇市指令 第 号 年 月 日		
様  那覇市長 印		
<b>開発行為変更許可通知書</b>		
年 月 日に申請のあった開発行為の変更については、次のとおり許可したので、都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第35条第2項の規定により通知します。		
変更許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
許可の条件	別紙のとおり	
開発行為の変更の概要	開発区域に含まれる地域の名称	那覇市
	開発区域の面積	平方メートル
	予定建築物等の用途	
	許可申請者の住所及び氏名	
	工事施行者の住所及び氏名	
	設計者の住所及び氏名	
	工事着手予定年月日	年 月 日
	工事完了予定年月日	年 月 日
	自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの又はその他のものの別法第34条の該当号及び該当する理由	第 号 理由
	その他必要な事項	



(裏)

(教示)

1 開発審査会に対する審査請求

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときを除く。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市開発審査会に対して審査請求をすることができます。

2 公害等調整委員会に対する裁決の申請

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときに限る。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。

3 審査請求等の期限

この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、第1項の審査請求又は前項の裁決の申請をすることができなくなります。

4 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴え(第2項の裁定の申請をすることができる事項に関する訴えを除く。)は、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3年を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

5 出訴期間

前項の取消しの訴えは、この処分についての第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、当該採決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該採決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 その他

第2項の裁定の申請をすることができる事項に関しては、この処分の取消しの訴えを提起することはできず、当該裁定に対する取消しの訴えによらなければなりません。

開発行為変更届出書	
	年 月 日
那覇市長 様	
届出者 住所	
氏名	印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
都市計画法第35条の2第3項の規定により、開発行為の軽微な変更について、次のとおり届け出ます。	
1 変更に係る事項	
2 変更の理由	
3 開発許可の年月日及び番号	
年 月 日 第 号	

注 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。

第22号様式(第9条関係)

開発行為変更協議申出書		
年 月 日		
那覇市長 様		
協議申出者	所在地	
名 称	印	
電話番号		
都市計画法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の規定により、開発行為の変更の協議を申し出ます。		
開発行為の変更の概要	開発区域に含まれる地域の名称	那覇市
	開発区域の面積	平方メートル
	予定建築物等の用途	
	工事施行者の住所及び氏名	
	自己の業務の用に供するもの又はその他のものの別	
	法第34条の該当号及び該当する理由	第 号 理由
	その他必要な事項	
開発協議の同意年月日及び番号	年 月 日 第 号	
変更の理由		
※ 受付の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
※ 変更協議の成立に当たり付した条件		
※ 協議同意の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
※ 手数料		

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2 工事施行者の住所及び氏名の欄は、法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。
- 3 法第34条の該当号及び該当する理由の欄は、申出に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合にのみ記入してください。
- 4 その他必要な事項の欄は、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記入してください。
- 5 開発行為の変更の概要(その他必要な事項の欄を除く。)は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。

第23号様式(第9条関係)

那覇市指令 第 号		
年 月 日		
様		
那覇市長 印		
<b>開発行為変更協議同意通知書</b>		
年 月 日に申出のあった開発行為の変更協議については、次のとおり同意したので、那覇市開発行為の許可等に関する規則第9条第3項の規定により通知します。		
同意の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
変更協議の成立に当たり付した条件	別紙のとおり	
開発行為の変更の概要	開発区域に含まれる地域の名 称	那覇市
	開発区域の面積	平方メートル
	予定建築物等の用途	
	協議申出者の所在地及び名称	
	工事施行者の住所及び氏名	
	設計者の住所及び氏名	
	工事着手予定年月日	年 月 日
	工事完了予定年月日	年 月 日
	自己の業務の用に供するもの又はその他のものの別	
	法第34条の該当号及び該当する理由	第 号 理由
	その他必要な事項	

第24号様式(第10条関係)

工事着手届出書	
年 月 日	
那覇市長 様	
届出者 住所	
氏名 印	
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
開発行為に関する工事に着手したので、那覇市開発行為の許可等に関する規則第10条の規定により届け出ます。	
開発許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	那覇市
工事着手年月日	年 月 日
工事 監理者	住 所
	氏 名
	電 話 番 号
	資 格、免 許 等
主任 技術者	住 所
	氏 名
	電 話 番 号
	資 格、免 許 等
※ 受付 処理 欄	

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 開発許可標識の設置状況を撮影した写真(遠景及び近景)を添付してください。

第25号様式(第14条関係)

<b>開発工事完了公告前の建築等承認申請書</b>	
年    月    日	
那覇市長 様	
申請者 住所	
氏名 <span style="float: right;">印</span>	
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称 及び代表者の氏名)	
電話番号	
都市計画法第37条第1号の規定により、開発工事完了公告前の <span style="float: right; font-size: 2em;">]</span>	
の承認を申請します。	
開発許可の年月日及び番号	年    月    日 第    号
開発区域に含まれる 地域の名 称	那覇市
開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
予 定 建 築 物 等 の 用 途	
予 定 建 築 物 等 の 棟 数 及 び 戸 数 又 は 数	
申 請 の 理 由	
※ 受付欄	※ 承認欄
※ 備考	

注 ※印のある欄は、記入しないでください。

那覇市指令 第 号 年 月 日	様			
那覇市長	印			
<b>開発工事完了公告前の建築等承認通知書</b>				
年 月 日に申請のあった開発工事完了公告前の <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td style="padding: 0 10px;">                             建築物の建築                              特定工作物の建設                         </td> <td style="font-size: 2em;">}</td> </tr> </table> に		{	建築物の建築 特定工作物の建設	}
{	建築物の建築 特定工作物の建設	}		
ついては、次のとおり承認したので、那覇市開発行為の許可等に関する規則第14条第3項の規定により通知します。				
承認の年月日及び番号	年 月 日 第 号			
承認の条件	別紙のとおり			
開発許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号			
開発区域に含まれる地域の名称	那覇市			
開発区域の面積	平方メートル			
予定建築物等の用途				
予定建築物等の棟数及び戸数又は数				
申請の理由				

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。



第27号様式(第15条関係)

<p><b>建築物特例許可申請書</b></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>那覇市長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>都市計画法第41条第2項ただし書の規定による許可を申請します。</p>	
開発許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発許可に当たり付された制限の内容	
建築物の用途	
建築物を建築しようとする土地の所在及び地番	那覇市
受けようとする許可の具体的内容	
申請の理由	
※ 受付番号	年 月 日 第 号
※ 許可に付した条件	
※ 許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
※ 手数料	
※ 備考	

注 ※印のある欄は、記入しないでください。

第28号様式(第15条関係)

建築物概要書

主要用途								
		建築面積	延べ面積	敷地面積		建ぺい率及び容積率		
		申請部分	申請以外の部分	合計				
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				建ぺい率	%
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				容積率	%
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			%
建築物の棟別の概要								
棟番号	用途	工事の種別	構造	階数	建築面積	延べ面積	外壁の仕上げ	最高の高さ
					m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m
					m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m
					m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m
					m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m
					m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m
					m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m
					m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m
					m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m
					m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m
					m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m
					m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m
					m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m
備考								

第29号様式(第15条関係)

(表)

那覇市指令 第 号	
年 月 日	
様	
那覇市長 印	
<b>建築物特例許可通知書</b>	
年 月 日に申請のあった建築物の建築については、次のとおり許可したので、那覇市開発行為の許可等に関する規則第15条第3項の規定により通知します。	
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
許可の条件	別紙のとおり
開発許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発許可に当たり付された制限の内容	
建築物の用途	
建築物を建築しようとする土地の所在及び地番	那覇市
受けようとする許可の具体的内容	
申請の理由	

(裏)

(教示)

1 開発審査会に対する審査請求

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときを除く。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市開発審査会に対して審査請求をすることができます。

2 公害等調整委員会に対する裁決の申請

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときに限る。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。

3 審査請求等の期限

この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、第1項の審査請求又は前項の裁決の申請をすることができなくなります。

4 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴え(第2項の裁定の申請をすることができる事項に関する訴えを除く。)は、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3年を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

5 出訴期間

前項の取消しの訴えは、この処分についての第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、当該採決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該採決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 その他

第2項の裁定の申請をすることができる事項に関しては、この処分の取消しの訴えを提起することはできず、当該裁定に対する取消しの訴えによらなければなりません。

第30号様式(第16条関係)

<p style="margin: 0;">予定建築物等以外の建築等許可申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p>	
<p>那覇市長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>都市計画法第42条第1項ただし書の規定により、予定建築物等以外の</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px 0;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 5px;">[</div> <div style="text-align: center;"> <p>建築物の</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新 築</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">改 築</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">用途の変更</div> </div> </div> <div style="font-size: 3em; margin-left: 5px;">]</div> </div> <div style="margin-left: 20px;">の許可を申請します。</div> </div> <p style="margin-left: 20px;">特定工作物の新設</p> </div>	
<p>開発許可の年月日及び番号</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日 第 号</p>
<p>予定建築物等の用途</p>	
<p>建築等をしようとする土地の所在及び地番</p>	<p>那覇市</p>
<p>予定建築物等以外の建築物等の用途</p>	
<p>予定建築物等以外の建築等の理由</p>	
<p>法第34条の該当号及び該当する理由</p>	<p>第 号 理由</p>
<p>※ 受付番号</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日 第 号</p>
<p>※ 許可に付した条件</p>	
<p>※ 許可番号</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日 第 号</p>
<p>※ 手数料</p>	
<p>※ 備考</p>	

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 法第34条の該当号及び該当する理由の欄は、建築等を行う建築物等が法第34条第1号から第12号までのいずれかに該当する場合にのみ記入してください。

様	那覇市指令 第 号 年 月 日						
那覇市長 印							
<b>予定建築物等以外の建築等許可通知書</b>							
年 月 日申請のあった <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">[</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">                     建築物の                     <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">[</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">                         新 築                          改 築                          用途の変更                     </td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">]</td> </tr> </table> </td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">]</td> </tr> </table> 特定工作物の新設		[	建築物の <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">[</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">                         新 築                          改 築                          用途の変更                     </td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">]</td> </tr> </table>	[	新 築 改 築 用途の変更	]	]
[	建築物の <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">[</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">                         新 築                          改 築                          用途の変更                     </td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">]</td> </tr> </table>	[	新 築 改 築 用途の変更	]	]		
[	新 築 改 築 用途の変更	]					
については、							
次のとおり許可したので、那覇市開発行為の許可等に関する規則第16条第3項の規定により通知します。							
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号						
許可の条件	別紙のとおり						
開発許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号						
予定建築物等の用途							
建築等をしようとする土地の所在及び地番	那覇市						
予定建築物等以外の建築物等の用途							
予定建築物等以外の建築等の理由							
法第34条の該当号及び該当する理由	第 号 理由						

(裏)

(教示)

1 開発審査会に対する審査請求

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときを除く。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市開発審査会に対して審査請求をすることができます。

2 公害等調整委員会に対する裁決の申請

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときに限る。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。

3 審査請求等の期限

この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、第1項の審査請求又は前項の裁決の申請をすることができなくなります。

4 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴え(第2項の裁定の申請をすることができる事項に関する訴えを除く。)は、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3年を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

5 出訴期間

前項の取消しの訴えは、この処分についての第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、当該採決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該採決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 その他

第2項の裁定の申請をすることができる事項に関しては、この処分の取消しの訴えを提起することはできず、当該裁定に対する取消しの訴えによらなければなりません。

第32号様式(第17条関係)

<p>予定建築物等以外の建築等協議申出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	
<p>那覇市長 様</p> <p>協議申出者 所在地</p> <p>名 称 印</p> <p>電話番号</p> <p>都市計画法第42条第2項の規定により、予定建築物等以外の</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="margin-bottom: 5px;">[</div> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="margin-bottom: 5px;">建築物の</div> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="margin-bottom: 5px;">[</div> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="margin-bottom: 5px;">新 築</div> <div style="margin-bottom: 5px;">改 築</div> <div style="margin-bottom: 5px;">用途の変更</div> </div> </div> </div> <div style="margin-left: 10px;">] の協議を申し出ます。</div> </div> <div style="margin-top: 5px;">]</div> </div> <p style="margin-left: 20px;">特定工作物の新設</p>	
<p>開発協議の同意の 年 月 日 及び 番号</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日 第 号</p>
<p>予定建築物等の用途</p>	
<p>建築等しようとする 土地の所在及び地番</p>	<p>那覇市</p>
<p>予定建築物等以外の 建築物等の用途</p>	
<p>予定建築物等以外の 建築等の理由</p>	
<p>法第34条の該当号 及び該当する理由</p>	<p>第 号 理由</p>
<p>※ 受付番号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>
<p>※ 協議の成立に当たり付した条件</p>	
<p>※ 同意の年月日及び番号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>
<p>※ 手数料</p>	
<p>※ 備考</p>	

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 法第34条の該当号及び該当する理由の欄は、建築等を行う建築物等が法第34条第1号から第12号までのいずれかに該当する場合にのみ記入してください。



第33号様式(第17条関係)

様	那覇市指令 第 号 年 月 日					
那覇市長 <span style="float: right;">印</span>						
<b>予定建築物等以外の建築等同意通知書</b>						
年 月 日申出のあった <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin: 0 10px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">                     建築物の                     <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin: 0 5px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">新 築</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">改 築</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">用途の変更</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">特定工作物の新設</td> </tr> </table> の協議については、		建築物の <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin: 0 5px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">新 築</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">改 築</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">用途の変更</td> </tr> </table>	新 築	改 築	用途の変更	特定工作物の新設
建築物の <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin: 0 5px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">新 築</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">改 築</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">用途の変更</td> </tr> </table>	新 築	改 築	用途の変更			
新 築						
改 築						
用途の変更						
特定工作物の新設						
次のとおり同意したので、那覇市開発行為の許可等に関する規則第17条第3項の規定により通知します。						
同意の年月日及び番号	年 月 日 第 号					
協議の成立に当たり付した条件	別紙のとおり					
開発協議の同意の年月日及び番号	年 月 日 第 号					
予定建築物等の用途						
建築等をしようとする土地の所在及び地番	那覇市					
予定建築物等以外の建築物等の用途						
予定建築物等以外の建築等の理由						
法第34条の該当号及び該当する理由	第 号 理由					

(表)

様	那覇市指令 第 号 年 月 日											
那覇市長 印												
<p><b>建築物の新築、改築若しくは用途の変更 又は第一種特定工作物の新設許可通知書</b></p>												
年 月 日に申請のあった <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 4em; vertical-align: middle;">[</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <table style="border: none;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">建築物の</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="border: none;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">新</td> <td style="padding: 0 5px;">築</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">改</td> <td style="padding: 0 5px;">築</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">用途の変更</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </td> <td style="font-size: 4em; vertical-align: middle;">]</td> </tr> </table> については、		[	<table style="border: none;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">建築物の</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="border: none;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">新</td> <td style="padding: 0 5px;">築</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">改</td> <td style="padding: 0 5px;">築</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">用途の変更</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	建築物の	<table style="border: none;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">新</td> <td style="padding: 0 5px;">築</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">改</td> <td style="padding: 0 5px;">築</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">用途の変更</td> <td></td> </tr> </table>	新	築	改	築	用途の変更		]
[	<table style="border: none;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">建築物の</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="border: none;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">新</td> <td style="padding: 0 5px;">築</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">改</td> <td style="padding: 0 5px;">築</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">用途の変更</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	建築物の	<table style="border: none;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">新</td> <td style="padding: 0 5px;">築</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">改</td> <td style="padding: 0 5px;">築</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">用途の変更</td> <td></td> </tr> </table>	新	築	改	築	用途の変更		]		
建築物の	<table style="border: none;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">新</td> <td style="padding: 0 5px;">築</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">改</td> <td style="padding: 0 5px;">築</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">用途の変更</td> <td></td> </tr> </table>	新	築	改	築	用途の変更						
新	築											
改	築											
用途の変更												
第一種特定工作物の新設												
次のとおり許可したので、那覇市開発行為の許可等に関する規則第18条第2項の規定により通知します。												
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号											
許可の条件	別紙のとおり											
建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目、及び面積	那覇市  平方メートル											
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途												
改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途												
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が都市計画法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロ若しくはハのいずれかの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由												
その他必要な事項												

(裏)

(教示)

1 開発審査会に対する審査請求

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときを除く。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市開発審査会に対して審査請求をすることができます。

2 公害等調整委員会に対する裁決の申請

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときに限る。)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。

3 審査請求等の期限

この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、第1項の審査請求又は前項の裁決の申請をすることができなくなります。

4 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴え(第2項の裁定の申請をすることができる事項に関する訴えを除く。)は、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3年を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

5 出訴期間

前項の取消しの訴えは、この処分についての第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、当該採決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該採決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6 その他

第2項の裁定の申請をすることができる事項に関しては、この処分の取消しの訴えを提起することはできず、当該裁定に対する取消しの訴えによらなければなりません。

第35号様式(第19条関係)

<b>建築物の新築、改築若しくは用途の変更 又は第一種特定工作物の新設協議申出書</b>											
年 月 日											
那覇市長 様											
協議申出者 所在地											
名 称											
印											
電話番号											
都市計画法第43条第3項の規定により、 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">                     建築物の                 </td> <td style="text-align: center;"> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">新</td> <td style="text-align: center;">築</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">改</td> <td style="text-align: center;">築</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">用途の変更</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">第一種特定工作物の新設</td> </tr> </table>		建築物の	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">新</td> <td style="text-align: center;">築</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">改</td> <td style="text-align: center;">築</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">用途の変更</td> <td></td> </tr> </table>	新	築	改	築	用途の変更		第一種特定工作物の新設	
建築物の	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">新</td> <td style="text-align: center;">築</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">改</td> <td style="text-align: center;">築</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">用途の変更</td> <td></td> </tr> </table>	新	築	改	築	用途の変更					
新	築										
改	築										
用途の変更											
第一種特定工作物の新設											
の協議を申し出ます。											
建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	那覇市  平方メートル										
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途											
改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途											
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が都市計画法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロ若しくはハのいずれかの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記事及びその理由											
その他必要な事項											
※ 受付番号	年 月 日 第 号										
※ 協議の成立に当たり付した条件											
※ 同意の年月日及び番号	年 月 日 第 号										
※ 手数料											

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 その他必要な事項の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載してください。

第36号様式(第19条関係)

<p>様</p> <p style="margin-top: 100px;">那覇市長</p> <p style="text-align: center;"><b>建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は 第一種特定工作物の新設協議同意通知書</b></p> <p style="text-align: center;">             年 月 日に申出のあった             <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 5px;">建築物の</td> <td style="padding: 5px;"> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">新</td> <td style="padding: 2px 5px;">築</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">改</td> <td style="padding: 2px 5px;">築</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">用途の変更</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">第一種特定工作物の新設</td> </tr> </table>             については、         </p>	建築物の	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">新</td> <td style="padding: 2px 5px;">築</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">改</td> <td style="padding: 2px 5px;">築</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">用途の変更</td> <td></td> </tr> </table>	新	築	改	築	用途の変更		第一種特定工作物の新設		<p>那覇市指令 第 号</p> <p>年 月 日</p> <p style="margin-top: 100px;">印</p>
建築物の	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">新</td> <td style="padding: 2px 5px;">築</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">改</td> <td style="padding: 2px 5px;">築</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">用途の変更</td> <td></td> </tr> </table>	新	築	改	築	用途の変更					
新	築										
改	築										
用途の変更											
第一種特定工作物の新設											
<p>次のとおり同意したので、那覇市開発行為の許可等に関する規則第19条第2項の規定により通知します。</p>											
同意の年月日及び番号	年 月 日 第 号										
協議の成立に当たり付した条件	別紙のとおり										
建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	那覇市          平方メートル										
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途											
改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途											
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が都市計画法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロ若しくはハのいずれかの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由											
その他必要な事項											

第37号様式(第20条関係)

地位承継届出書	
年 月 日	
那覇市長 様	
届出者 住所	
氏名 印	
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
都市計画法第44条の規定により同法 <span style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">第29条第1項 第43条第1項</span> の許可に基づく地位を承継したの で、届け出ます。	
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
許可に係る地域の名称	那覇市
被承継人の住所及び氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
承 継 の 原 因	
承 継 年 月 日	年 月 日
※受付処理欄	

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 承継の原因が相続の場合は承継者の戸籍謄本等を、合併の場合は合併後の法人の登記事項証明書を添付してください。

第38号様式(第21条関係)

<b>開発許可に基づく地位の承継承認申請書</b>	
年 月 日	
那覇市長 様	
申請者 住所	
氏名	
印	
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
都市計画法第45条の規定により、開発許可に基づく地位の承継の承認を受けたいので、次のとおり申請します。	
開発許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	那覇市
被承継人の住所及び氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
権原取得の原因	
権原取得年月日	年 月 日
※ 受付処理欄	
※ 手数料	

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 次に掲げる図書を添付してください。

- (1) 土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類
- (2) 申請者の資力及び信用に関する申告書(第4号様式)
- (3) 申請者の住民票(申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書)
- (4) 申請者の所得税(申請者が法人である場合にあつては、法人税)に関する納税証明書
- (5) 申請者の事業経歴書(第5号様式)
- (6) その他市長が必要と認める図書

那覇市指令 第 号	
年 月 日	
様	
那覇市長 印	
<b>開発許可に基づく地位承継承認通知書</b>	
年 月 日に申請のあった開発許可に基づく地位の承継については、次のとおり承認しましたので那覇市開発行為の許可等に関する規則第21条第2項の規定により通知します。	
承認の年月日及び番号	年 月 日 第 号
承認の条件	

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。



第40号様式(第22条関係)

(表)

開発登録簿(調書)							
開発許可(協議同意) 年月日及び番号		年 月 日 第 号					
開発許可(協議同意)を受けた者の住所及び氏名							
地位の承継承認 年月日及び番号		年 月 日 第 号					
地位の承継者の住所及び氏名							
開発区域に含まれる 地域の名称		那覇市 変更後 那覇市					
開発区域の面積		平方メートル 変更後 平方メートル					
工区数及び工区面積		変更後					
予定建築物等の用途		変更後					
公共施設の種別、 位置及び区域		変更後					
工事施行者の住所及び氏名		変更後					
設計者の住所及び氏名		変更後					
法第41条第1項の規定 による制限の内容							
許可の条件							
変更許可等	許可等の内容				許可等の年月日	許可等の番号	
完了検査等	工区	検査日	検査済証交付		完了公告		公共施設等
			年月日	番号	年月日	番号	
備考							

(裏)

	許可等の内容			許可等の年月日		許可等の番号	
	変更許可等						
完了検査等	工区	検査日	検査済証交付		完了公告		公共施設等
			年月日	番号	年月日	番号	

第41号様式(第25条関係)

## 開発登録簿閲覧申請書

那覇市長 様

年 月 日

申請者 住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり、開発登録簿の閲覧をしたいので、那覇市開発行為の許可等に関する規則第25条の規定により申請します。

閲覧の目的
開発許可(協議同意)の年月日及び番号 年 月 日 第 号
開発許可(協議同意)を受けた者の住所及び氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
開発区域に含まれる地域の名称 那覇市
※備考

注 ※印のある欄は、記入しないでください。

第42号様式(第28条関係)

### 開発登録簿の写しの交付請求書

那覇市長 様

年 月 日

申請者 住所

氏名 印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の氏名)

電話番号

都市計画法第47条第5項の規定により、開発登録簿の写しの交付を請求します。

請求の目的		
開発許可(協議同意)の年月日及び番号 年 月 日 第 号		
開発許可(協議同意)を受けた者の住所及び氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		
開発区域に含まれる地域の名称 那覇市		
請 求 の 内 訳		
開発登録簿(調書)	土地利用計画図	※手数料
通	通	円

注 ※印のある欄は、記入しないでください。

第43号様式(第30条関係)

開発許可不要証明申請書	
那覇市長 様  <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 申請者 住所  氏名 印 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)  電話番号  次の事業について、都市計画法第29条第1項の許可を要しないことの証明を申請します。	
事業を実施する者の住所及び氏名	
事業区域の位置	那覇市 地目( ) 地積(実測)( m <sup>2</sup> )
事業区域に含まれる地域地区等	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 用途地域( )
事業の目的	
建築物等の概要	用途
	構造 造 階建 高さ m 棟 戸
	規模 建築面積 m <sup>2</sup> 延べ面積 m <sup>2</sup>
	工事の種類 <input type="checkbox"/> 新築(新設) <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> その他
証明の使用目的	<input type="checkbox"/> 建築確認申請 <input type="checkbox"/> 道路位置指定申請 <input type="checkbox"/> その他
※審査経過	1 調査事項 <input type="checkbox"/> 現地調査( 年 月 日) <input type="checkbox"/> その他( )
	2 該当事項 <input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12号の開発行為に非該当 <input type="checkbox"/> 都市計画法適合(法第 条第 項 号該当)
※受付	年 月 日 第 号
※決裁	年 月 日
※処理欄	

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 事業を実施する者の住所及び氏名の欄は、法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

